

生活保護制度の概要

1 目的

・生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としています。

2 対象者

・資産、能力等すべてを活用した上でも、生活に困窮する者を対象としています。

※各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。

・困窮に至った理由は問いません。

3 保護の内容

・保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。

※医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付（必要な診療行為・介護サービス等を受けること）を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。

・各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障しています。扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。

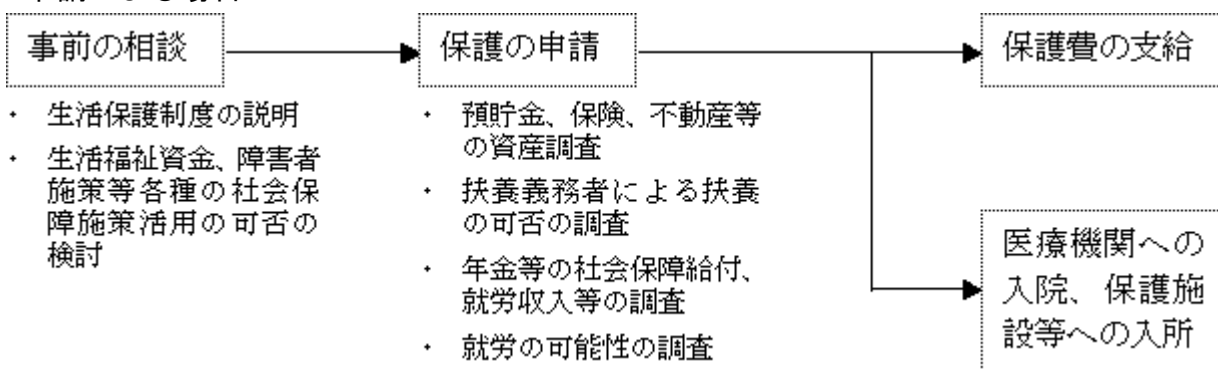
* 上記基準に各種加算がつく場合があります。

4 保護の実施機関

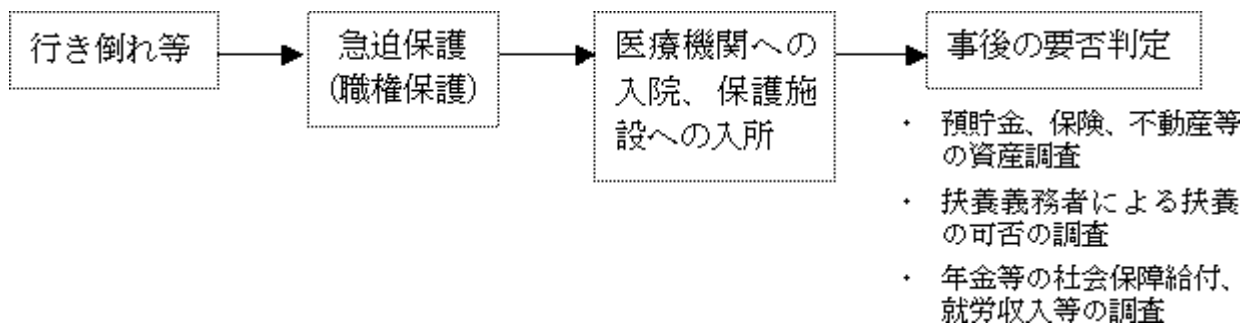
・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

・申請による場合



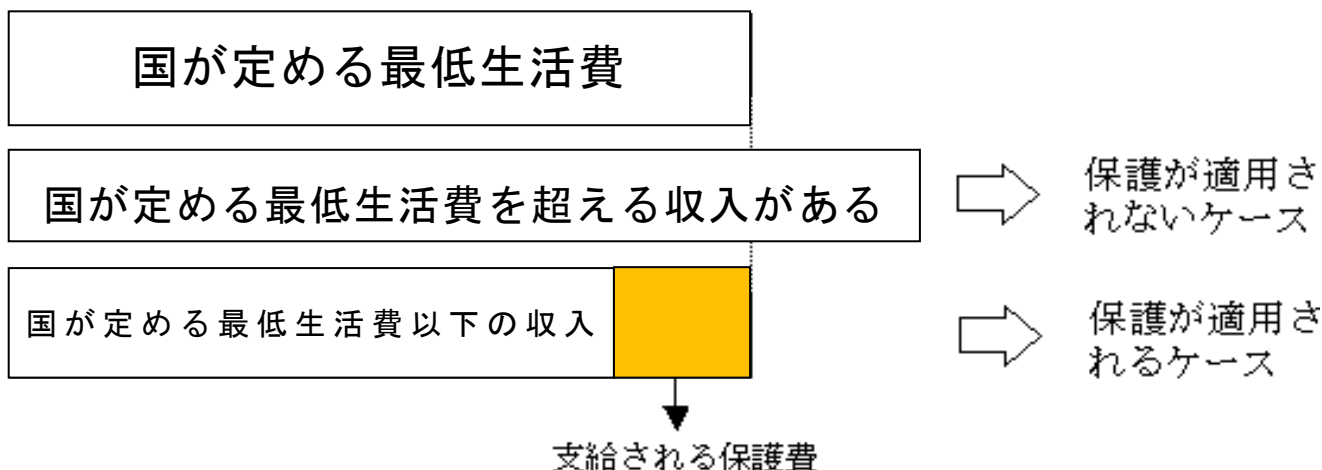
・職権による場合



6 保護の要否の判定と支給される保護費

・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用します。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給します。

※収入: 就労による収入、手当・年金等社会保障の給付金、親族による仕送りや援助、交通事故の補償金、各種保険の保険金や給付金等を認定します。



・収入としては、上記のほか預貯金、保険給付金や払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に、初めて保護適用となります。

7 保護適用後の調査及び指導

- ・世帯の実態に応じ、年2～12回の訪問調査を行います。
- ・収入・資産・借入等の届出を義務付け、必要に応じて調査を実施します。
- ・就労の可能性のある者への就労指導を行います。
- ・このほか、保護の実施に必要な指示・指導をすることがあります。
- ・指示・指導に従わないときは、保護が停止または廃止になることがあります。
- ・収入を申告せず隠したり虚偽の申告等によって不正に保護を受けたときは、保護費の返還を命じられ、保護が停止または廃止となり、さらに法により処罰されることがあります。